

# 第49回横浜市都市美対策審議会景観審査部会

## 次 第

日 時 平成31年 2月18日（月）午前9時45分から午前11時30分まで  
会 場 横浜市技能文化会館802大研修室（横浜市中区万代町2-4-7）  
次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 「まちを楽しむ多彩な交通」における景観形成について（審議）

(2) その他

3 閉 会

### <資 料>

次第、参加者名簿、座席表、第48回議事録

#### 【議事1】

- ・資料1 （仮称）横浜ロープウェイプロジェクトについて
- ・資料2 （仮称）横浜ロープウェイプロジェクト《YOKOHAMA AIR CABIN》～景観形成について～
- ・資料3 事業者提案に対する市の考え -（仮称）横浜ロープウェイプロジェクト-

## 第49回横浜市都市美対策審議会景観審査部会 参加者名簿

開催日時 平成31年2月18日（月） 午前9時45分から午前11時30分まで  
 開催場所 横浜市技能文化会館802大研修室

	氏名（敬称略）	現職等
部会長	国吉 直行	横浜市立大学グローバル都市協力研究センター（GCI） シニアアドバイザー（都市デザイン担当）
委員	岡部 祥司	市民委員
〃	加茂 紀和子	名古屋工業大学工学部社会工学科教授（建築）
〃	真田 純子	東京工業大学環境・社会理工学院准教授（景観）
〃	関 和明	関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科教授（建築史）
〃	野原 卓	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授（都市計画）
〃	矢澤 夏子	神奈川県弁護士会 弁護士

欠席

### 【議事1】

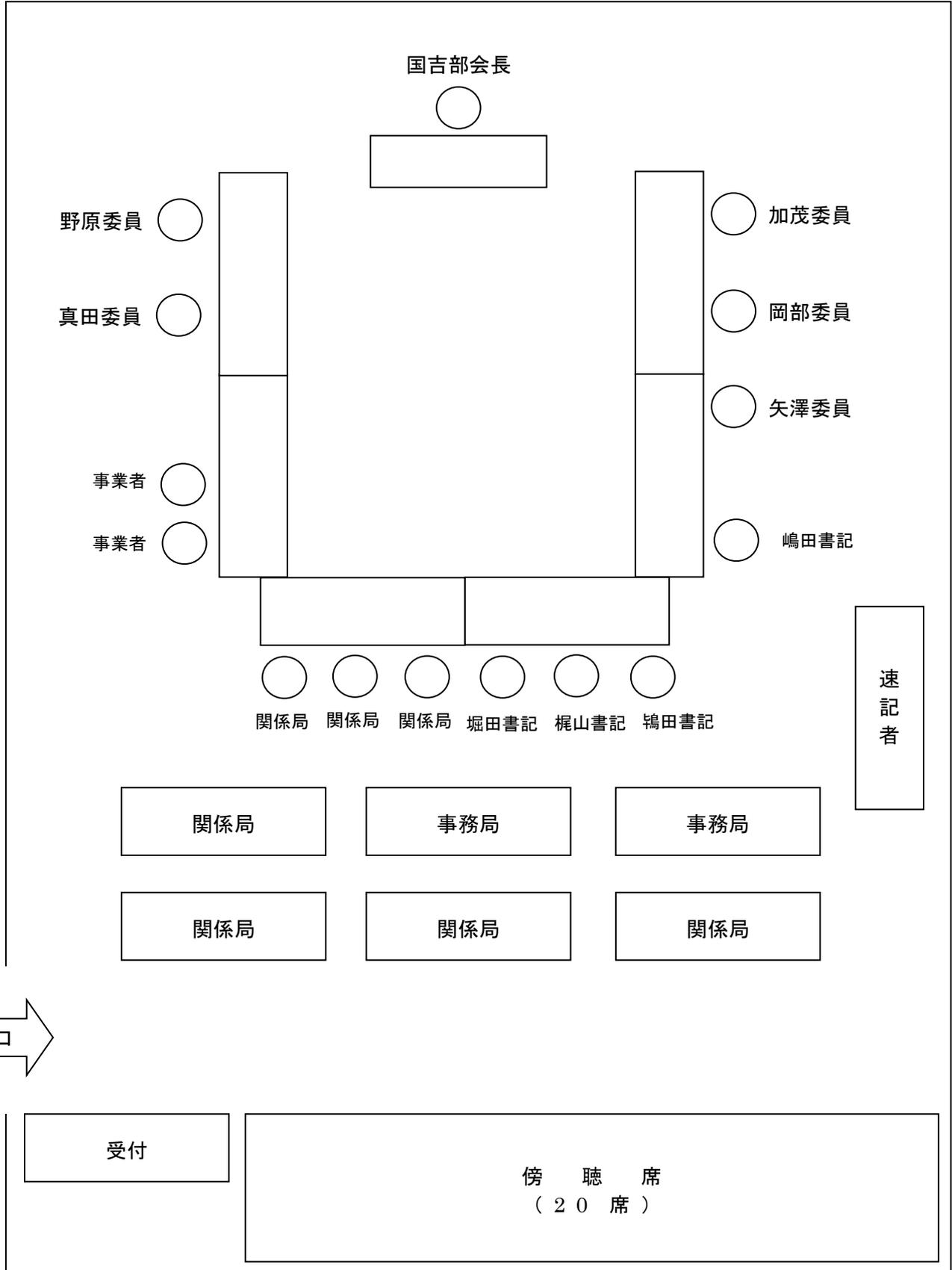
関係局	松井 恵太	都市整備局企画部企画課長
〃	原田 博志	都市整備局企画部企画課担当係長

書記	堀田 和宏	都市整備局企画部長
〃	嶋田 稔	都市整備局地域まちづくり部長
〃	梶山 祐実	都市整備局企画部都市デザイン室長
〃	鴫田 傑	都市整備局地域まちづくり部景観調整課長

# 【第 49 回横浜市都市美対策審議会景観審査部会 座席表】

日時：平成 31 年 2 月 18 日（月） 午前 9 時 45 分から午前 11 時 30 分まで

会場：横浜市技能文化会館 802 大研修室



第48回横浜市都市美対策審議会景観審査部会会議録	
議 題	審議事項 議事1 「山手地区都市景観形成ガイドライン（案）」について（報告） 議事2 広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業における景観形成について（審議） 議事3 その他
日 時	平成31年1月25日（金）午前9時30分から午前11時42分まで
開催場所	横浜市技能文化会館802大研修室
出席委員	国吉直行、加茂紀和子、関 和明、野原 卓、矢澤夏子
欠席委員	岡部祥司、真田純子
出席した書記	堀田和宏（都市整備局企画部長） 嶋田 稔（都市整備局地域まちづくり部長） 鵜田 傑（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
関係者	<b>【議事1】</b> 関係局：高瀬卓弥（都市整備局都心再生部長） 足立哲郎（都市整備局都心再生部都心再生課長） 島田浩和（都市整備局都心再生部都心再生課担当係長） <b>【議事2】</b> 関係局：松井恵太（都市整備局企画部企画課長） 松中 涉（都市整備局企画部企画課担当係長） 渡辺荘子（都市整備局企画部都市デザイン室担当係長） 事業者：エムシードゥコー株式会社
開催形態	公開（傍聴者：4名）
決定事項	<b>【議事1】</b> 「山手地区都市景観形成ガイドライン（案）」を作成したので、報告を行った。いただいた意見を参考に案をまとめ、今後市民意見募集を行う。進捗については3月開催予定の都市美対策審議会にて報告する。 <b>【議事2】</b> 本事業の必要性については理解したため、景観計画における屋外広告物の設置等に関する行為の制限のただし書き適用について大枠は認めるが、設置箇所1つ1つについて場所に応じた景観配慮を慎重に検証した上で進め、進捗にあたっては、報告すること。
議 事	議事1 「山手地区都市景観形成ガイドライン（案）」について（報告）  資料を用いて、事務局及び関係局から説明を行った。  （国吉部会長） 有難うございました。結構分厚い内容になっていますが、今回ガイドラインとして力を入れたところを中心に説明いただきました。議論に入る前に欠席委員からの意見等があればいただけますか。 （鵜田書記） 真田委員から事前にご意見をいただきました。指摘されているのは、資料3の42頁の「ブラフ積擁壁の景観保全について」です。この部分について、「造り替えることが前提になっているので、順番に問題がある。元通りに戻す、無理なら別の方法で、という順序にするのが良い。」ということで1番から5番まで順序を挙げています。1番が「元の通りに戻す修復とその条件」、2番として、「それが無理な場合として42頁の例2」です。3番として、「もとの材料を利用した練積みに変更」。4番に、「例1の2番目」、上から2番目の図です。5番に「例1の1番目」です。5番目については、「これは石を使う方法では一番だめな方法。無くても良い。」というコメントもいただいています。また、「任意擁壁の高さは合っているのか。切土は2メートルまでOKではないか。」と。42頁には1メートルと書いてあります。また、「既存の擁壁の高さは変えずに造り替えたい場合はまた別にあるようなので、確認してほしい。」というご意見をいただいております。岡部委員からご意見はありませんでした。 （国吉部会長） 有難うございます。まずは、他の委員からもご意見をいただき、真田委員さんの意見もふまえて、

議論したいと思います。基本的には報告事項ということで、ベースはこれになるとと思いますが、一部修正すべきところがあったら配慮していただきたいと考えています。

私からですが、資料3の28頁に「シンボルツリーの植樹」と書いてありますが、各家に新たに植えていく樹木をシンボルツリーという表現で言うて良いのかどうか。樹木を植えていくことは良いことですが、地区のシンボルなのか家のシンボルなのかがちょっと分かりにくいです。いかがでしょうか。

(都心再生課)

現状、当地区では風致地区もかかっており、木を切った際にある一定の高さの樹林を補植することになっています。ただ、これまで運用してきている中で、今回紹介した既存樹木、山手らしい木に対して、地域の皆様は非常にこだわりを持っています。そこで、単に見えるだけではなく、既存樹木に近い、今後生い茂って山手らしさを出していけるようなきちんとした木を植えてほしいという思いを込めて、シンボルツリーという表現を今回使用しています。

(国吉部会長)

植樹されることは良いことですが、それをシンボルツリーと称して、色々な木がこれはシンボルツリーであると出てきたときに、山手のシンボルツリーはどれなのか、ということです。ヒマラヤスギ等と同等のシンボルとなっていくのか、先々もずっとその木をシンボルツリーと呼んでいくのかという表現の問題なのですが、いかがでしょうか。

(都心再生課)

街全体のシンボルツリーという意味とは違うので、ややこしくなるのではないかというご意見だと思います。この基準は建物を建てようとする事業者やオーナーに対して、敷地ごとの計画を指導する上で、敷地内においてシンボルとなるような木を植えてほしい、それが街並みを長期にわたって形成していける材料になる、という意味で伝えていきたいと思っています。したがって、確かに街全体のシンボルという意味ではないですが、窓口で色々な協議をしていくにあたり、こういった象徴的な言葉を使ってきちんと伝えていきたいと考えています。

(国吉部会長)

捉える相手がどう感じるかということですが、他の委員さんはどう思われますか。

(野原委員)

勘違いする可能性もあると思います。また、1軒1軒が頑張り過ぎてしまって、街並みに合わず、これがシンボルなのだといったものをつくる方向に向かっていくのは困ります。内容はこれで良いと思いますが、シンボルツリーという表現で伝えるかどうかという議論だと考えます。

(国吉部会長)

色々な木が競い合っても困るということですね。

(都心再生課)

ご心配いただいていることはよく理解できますが、実際、窓口で実績を積み重ねてきている中ではそこまでいってほしいということの方が重要な印象があります。強調し過ぎてしまうことよりも、もう少し頑張れませんかと言うことの方が多という意味で、このような表現の方が実際に窓口で協議をしている横浜市としては上手く指導していけると考えています。

(国吉部会長)

なるほど、実態上、こういう表現の方が植樹を誘導しやすいということですね。

(都心再生課)

はい。これはあくまでも、敷地ごとの建築行為等に対してどう対応していくかということを目的に作っている内容なので、そういう意味に限り、このような表現をとっていききたいと考えます。

(国吉部会長)

いかがでしょうか。

(野原委員)

私からは3点意見があります。1点目としては、そもそも要綱から景観条例や景観計画に移行していくと、法的拘束力はやや高まっていく一方、要綱だったからこそ比較的自由に記載した内容が中々記載しづらくなっていく面もあり、その柔軟な部分も上手く取り込んでいくためには、方針も上手く使うことがすごく大事だと思います。今の話に関連して言うと、現場のお気持ちはよく理解でき、端的に分かりやすく、してほしいことを書く方がリアクションしやすいので、非常に有効だと思う一方、あまりそれをやり過ぎると、やればいいんでしょ、という形になってしまう。つまり、何のためにやっているのかが分からなくなってしまうので、方針と内容、基準がきちんとリンクしていること

がとても重要だと思います。したがって、方針部分は丁寧に書いていただきたいです。例えば、資料3の2、3頁にある景観構成について、これはよくできていると思いますが、この景観構成が方針や基準にどう反映されているのか、あるいはこれを基にしたどのような方針で基準が定められているのかという部分が少し弱いので、構成図に対応する方針図というものがあると良いと思いました。そういう意味で、方針のところ、何のためにこういうことをやらなければいけないのかということぜひ書いてほしいです。緑の部分についても、この街ではどのような緑が大事なのかを上手く記載すれば、仮にシンボルツリーという表現をしてもしなくても、上手く伝わる可能性があるのではないのでしょうか。例えば、資料3の12頁、緑で言う方針Ⅱには、比較的具体的な樹種も書いてありますが、この部分の表現を上手く豊かにすることで、基準部分の回答になっていることが伝わるようにしてほしいと思います。

2点目は、1点目に関連して、歴史的建造物についても同じように丁寧に書けるとよいと思います。例えば、資料3の2、3頁の景観構成図では、おそらく歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく横浜市認定歴史的建造物等を含めて記されていますが、13頁の方針Ⅲや、31頁の基準のページを見ると、歴史を守るように、とは記載されているものの、具体的に何を守るのかという部分が少し薄く、山手の中ではこういうものを大切にしているため、大事にしてほしいですということをもう少し書いてもよいのではないのでしょうか。樹種については、ヒマラヤスギ等の具体的なものが書いてあるのに対し、歴史的建造物については、例えば洋館や教会、墓地等、具体的なものが一つも書かれていません。どこまで記載できるかは分かりませんが、具体的に、この山手で大切にされているものが一体何なのか分かるような形で記していただけると有難いです。資料3の13頁と31頁をもう少し豊潤にしてくださいとよいです。

また、資料2の32頁の凡例の部分には、横浜市認定歴史的建造物含めてプロットされているものの、これが何なのかという説明がありません。勿論知っている人は分かりますが、このガイドラインだけを見た人はこれが何なのか分からないので、そういう意味でも、ここで大切にされているものは何なのかをもう少し書いていただきたいです。以前、自分の大学の学生が山手を調査した時も、何も認定されていない洋館がどんどん減っている状況であることが分かり、やむを得ない面もあるのかもしれませんが、まさにそういうものを保全していきたいということであるなら、その辺りを少し前に押し出して記載しなければ意識にすら上りにくく、伝わりにくいと思います。その辺りを充実させることで、基準は何のためにできているのかが分かりやすくなるのではないのでしょうか。

3点目は細かいことですが、資料3の17、18頁の眺望に関することです。写真の下に眺望対象として、例えばランドマークタワーや市街地、マリントワーと点と面の両方が記載されていますが、写真からの吹き出しになると点のみの表記になってしまっています。海は書いてありますが、市街地全体的の見開きもすごく大事な眺望対象なので、面になる部分についても写真にきちんと書いておくとうよいと思います。以上です。

(国吉部会長)

有難うございます。資料3の13頁の方針に「居留地時代から継承された歴史的建造物」ときちんと書いてあるので、それと下の説明文をもう少しリンクさせるように。このような景観を継承すると共にとか、また、新しい建物をつくるときにも調和を図っていくとか、その辺りの表現をすれば、先ほどの指摘についてカバーできると思いました。

真田委員さんからのご指摘に対して、横浜市としてどう考えますか。資料3の42頁のブラフ積のことです。

(都心再生課)

まず、もとに戻すのが難しく、造り替えることが前提となっているというご指摘をいただきましたが、山手地区は斜面を抱えていて、地形的に造成工事、切土・盛土が発生する工事が非常に多く、宅地造成等規制法がかかっている区域でもあるため、ブラフ積みを残した形での建築計画はかなりレアなケースです。したがって、やむを得ず造り替えることが前提になってしまうケースが圧倒的に多く、そうした視点でつくっているというところですね。事例の掲載の順番についてはご意見を承って、考え直したいと思っています。また、任意擁壁の高さについても、再度確認をした上でまとめていきます。

(国吉部会長)

わかりました。やはり全体の視点として、改築することがやむを得ないということが前提で組まれているのではないかという印象で、ページ上部には「極力保全すること」と書いてありますが、できるだけ踏襲していくということをもう少し強調するように。改変する場合も、そういったデザイン等

の継承を図るために事例としてこういうものがあります、と書いた方がよいと思います。私は、例1の1番目はだめな方法で、なくてもよいとは思わず、これもやはり大事にしたいなと思っています。

他の委員さん、何かございますか。

(野原委員)

優先順位が高いものから順に、ということだと思います。

(加茂委員)

そう、優先順位としては低いということです。残すべきブラフ積については、横浜市でどこにどうあるかは把握されているということですか。

(都心再生課)

はい。今回、計画をまとめるにあたり、現地を確認したところ、地区内にブラフ積擁壁は約120か所ありました。ブラフ積は、資料3の32頁のコラムにも記載していますが、房州石を使っているものが居留地時代からあると言われていています。中には、房州石以降に使われるようになった大谷石を使ってブラフ積のような積み方をしたものや、RC造の化粧型枠でブラフ積のような表現をしたものも地区内にありますが、7割方、従来からの房州石のブラフ積が見受けられます。昔から石川町と富津は舟運が盛んで、房州石自体は、多くは千葉県富津市の鋸山から持ってきたのではないかと推測されるのですが、房州石自体の採掘は昭和に終わり、現在は採掘されておらず、石としても非常に貴重なものです。

(加茂委員)

貴重な石だということですね。そういう石を残していくことは、やはり力を入れてやっていくべきだと私も思います。そういった中で、かなり地盤が上がっていて、コンクリートの擁壁にしなければならず、任意擁壁ではおさまらないくらいの高さの段差というようなものがどれくらいあるのか。ほぼそうなのかもしれないですが、そうしたときに、これから景観をつくっていく上で、景観も良くするしコスト的にも何とかできる方法として、私もこの例2の任意擁壁を人が通行するようなところにつくり、擁壁の奥に植栽をしながらセットバックさせるという案がよいと思います。やはり1番目の事例として、例1の上の例があると、いきなり化粧材として貼りつけるのかと思い、また例1の2番目についても、房州石をこのように積むにはかなりお金がかかるような印象があります。やりやすく望ましい方向を横浜市が推奨し、この擁壁の高さだったらこういう方法があります、ということを知りやすく、事業者なり住宅を建てようとしている人に示すことができれば、非常に意味のあるものになると思います。例1の上の事例は、よくある間知石の、要はコンクリートブロックやスタンプコンクリートのようにも見えかねず、例2の任意擁壁のような手法の方が、実現性が高くバリエーションもあるように思います。

(国吉部会長)

例1の一番目の事例も否定はできないけれども、まずはできるだけ例2のように、本物を積むことを極力勧めてほしい、その辺りが伝わるように表現してくださいということです。おそらく、敷地ぎりぎり、例1の一番目の事例は沢山出てくるのですが、最初からそれを推奨しない方がよいということです。

(関委員)

今残っているブラフ積の扱いについて、基本的にはなるべく元に戻すように保全することが、プライオリティとして高いと思います。ちょっと言い方を間違えて、今の120カ所が全部危険だから造り替えなければだめです、といった指導になってしまうと逆効果なので、その辺りは注意していただきたいです。資料3の42頁について、最初に貼り替える事例が出てきたので、やはりこれを推奨しているかのように受け取ってしまうので、そうではないということですね。また、ブラフ積以外の擁壁や壁の扱いについてはどこかで言及されていますか。既にブラフ積ではないけれども、そこをまた開発するにあたり、壁を造り替える時に推奨する手法についてです。そういう前提の中で、例1の一番目の事例が出てくるのであればまだ理解できます。新築の場合を含めて、色々な手法があると思うのですが、そういうのはどこかで推奨しているのですか。

そして、最初に見て感じたこととして、冒頭の表紙の写真が、どうしてこれなのかということです。アメリカ山公園は映っているものの、手前に高速道路と結婚式場があり、ビルが建っていて、山手の風景という印象ではなかったので、気になりました。

先ほど話に挙げた、資料3の28頁のシンボルツリーについても、表現の問題もありますが、この事例写真についてビフォー・アンド・アフターの比較写真だとは思えませんでした。左側の写真では、駐車スペースの横にトピアリーみたいなものがあり、右側の写真が10年後の写真とは思えません

でした。植栽をしましようという意図の写真ですが、右側の写真を見ると、逆に鬱蒼と緑が茂ってしまっていて、後ろの建物に日が当たらず、道路にも影が出ており、従前従後のイメージとしてよく分かりません。左側の写真のように、駐車場の横に剪定した植栽を置きましょうと推奨しているかのようにも見えて、気になりました。

同様に資料3の42頁や40頁のベリック・ホールの低い擁壁について、ここは擁壁といっても多少道路と敷地の間に落差がありますが、この例が相応しいのか、気になりました。それ以上に、39頁の山手のカトリック教会が歴史的建造物として山手本通りのアイストップになっているという説明の写真がありますが、この写真で一番目立つのは交通標識だと思います。

(加茂委員)

この写真は悪過ぎますよね。

(関委員)

この写真は疑問に思いました。その下のイラストについても、少し分かりにくく、下書き的な印象を持ちましたが、これは差し替えるのですかね。

次に、資料3の2、3頁の見開き図において星印でプロットされているものが「ランドマークとなる建築物等」ということですが、これはおそらくほとんどが歴史的建造物ですよね。したがって、ランドマークということだけでなく、歴史的建造物だということも最初に表現にさせていただけると有難いです。以上、感想です。

その上で、これはガイドラインということで、いわゆるサジェスションというかアドバイスを示したものですよね。したがって、守ればよいということでもなく、逆に絶対に守らなければいけないということでもない、曖昧なところがあると思いますが、先ほど話があった方針と具体的参考手法というように、二段構え、三段構えにして、有効に使えるような形になるとよいと思います。そのためにも、写真を使用するにあたり、全体を通して、目指すべきものが上手く伝わるようなビジュアルも大事だと感じました。

(国吉部会長)

分かりました。幾つか表現の問題も含めご指摘がありましたので、その辺りは少しご検討いただきたいと思います。最後に、どの程度このガイドラインを有効に展開されるのかという観点のお話がありました。どう運用するのか、地区内で計画があった際の事前協議や届出もふまえたプロセスを教えてください。

(都心再生課)

計画があった時には、まず書式で提出されるというよりは、どういうルールがあるのかと相談に来られることが一般的で、その中で協議をしていきます。例えば、同様にガイドラインを定めている関内地区については、基本的には景観協議の文章を用いてというよりはガイドラインをツールとして協議を行っている実態があります。山手地区に関しても、ガイドラインは景観計画・都市景観協議地区を補完するものという意味合いで作成しているものですが、ガイドラインを盾に協議を頑張りたいと思っています。

(国吉部会長)

補足はありますか。

(都心再生課)

今回の景観制度について、法的には、景観形成基準というマル・バツをつける基準と、行為指針という、協議のガイドになっている指針があります。景観条例に基づき、協議をする方向性みたいなものを都市景観協議地区で定めており、ガイドラインは、協議にあたってのガイドとしても使っていきます。そもそも協議とは、相手とやりとりをしながらできるだけ良いものをつくっていくという制度になっているので、窓口でこのガイドラインをしっかりと出すことでやりとりのベースにしていきたいと思っています。

(国吉部会長)

ガイドラインとして定めることで、以前よりはお願いする根拠としては強くなり、協議のプロセスで、できるだけ満点をとるようにお願いしていくこととなります。その中で、先ほど野原委員さんが指摘したようにあまり頑に行うのではなく、相手の都合によって少し柔軟に対応する側面も持ちながら運用していくのだと思います。

細かく運用していくのは大変だと思いますが、これまでよりは対応しやすくなっていくということですよ。担保というほどでもないですが、横浜市として頑張っていってもらえると思っています。

一点、坂道からの眺望について実際の協議でどう検証するのが気になります。計画予定地につい

て坂道の写真にコラージュするのでしょうか、根拠となる図面や絵がないと、山手の坂道の景観・眺望を侵しているの、ここを工夫できませんかと指導するにあたり、どう判断するのかが一番難しそうだったの、モニターでもあれば分かるのですが、それを提出させるのかさせないのか、横浜市でつくるのか等については、今後ご検討いただいた方がよいと思います。

(野原委員)

東京の自治体で、事業者側に自分で計画地の周囲一周の写真を撮ってきてもらい、周辺環境をどう捉えているのか表現させることをお願いしているところもあります。そこまで求めるのは中々難しいかもしれないですが、場合によってはあるかもしれないと思います。

今までの議論を伺っている中で、現場の大変さもよく分かります。景観を良くしようということには、非常に厳しいものをどう何とかするかという話と、よりよい、山手に本当に見合うような景観をどうやってつくっていくかという話が同時にあり、事業者さんによってその方向が違う中で、同時に両方やらなければならない、おそらく苦労がにじみ出ている書き方なのだと思います。ただ、やはり山手なので、例えば一軒一軒に全部対応した結果、ブラフ積も全部、松竹梅の梅になりましたということでは、危険水域を飛び越えて山手ではなくなってしまうという分水嶺がどこかにあると思います。具体的にそれがどこかとは記せませんが、山手においてわざわざ景観のガイドラインをつくって、特定の地区としてこの景観を良くしようということを行っているの、梅だけではなくて、本当にそれに対応できるかどうかは置いておいたとしても、どこが目指すべき場所なのかというのは分かるようにしておかないと、目指すことすらできなくなってしまうように感じます。そういう意味でも、先ほど資料3の2、3頁の話もしましたが、ここに写真も載っていて、こういう風景が山手であって、これは大事にしていけないといけない、そうでないと山手ではなくなってしまう、ということがあるのであれば、ある程度示した上で、現実としてはどこまでやっていくかという話ではないかと思うので、その辺りが分かるように示されるとよいと思います。

(国吉部会長)

有難うございます。担当課の方も変わっていくので、事業者が来た時に、ここがどうだったかがすぐ分かるよう、汐汲坂等の現状の写真等について、大変だけれども今のうちにきちんと撮っておいて、それを常に共通のベースの材料として揃えておいたほうがよいのではないかと、老婆心ながら思います。

(都心再生課)

有難うございます。

(国吉部会長)

幾つかご意見等がありましたので、写真の選択含めて工夫できるところはぜひ工夫していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、議題1を終了します。

(鵜田書記)

有難うございました。いただいた意見をふまえて、よりよいものにしていきたいと思います。3月の本会において報告させていただきますので、その時にまたよろしくお願いたします。また、本日は時間があまりとれなかったの、もしお気づきの点がありましたら、事務局宛にご意見を送っていただければそれを元に検討したいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で議事1が終わりました。議事2に入る前に、関係局の入れかえをさせていただきますので、少々お待ちください。

## 議事2 広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業における景観形成について(審議)

資料を用いて、事務局及び関係局から説明を行った。

(国吉部会長)

有難うございました。審議に入る前に、本日欠席されている委員からは何か意見はありましたか。

(鵜田書記)

真田委員からご意見いただきました。お手元に参考資料として配布させていただいております。少し長くなるので、掻い摘んで説明させていただきます。全体としては、「第三者広告物にただし書きを適用するのは賛成。内照式という方式について、ただし書きを適用するのは反対」ということです。「第三者広告についても、必要数、位置を吟味した上でという条件つき」です。資料1の意見①

～③の対応方針それぞれに対してご意見があり、意見①については、「前回の会議では、制限エリアなど各地区の考え方についての話だったと記憶している。統一すること、審査を行うことという対応では不十分である。」ということです。意見②については、「この意見の主旨は、サイン計画の総合的な計画が行われた上で案内サインの必要位置、数を決定するべきではないか、というものであった。景観の観点からは、面的な看板はなるべく少なくする必要がある。観光客の動線を調査し、どこで迷いが生じるかなどを把握した上で、必要最低限の数を設置するべきである。」ということです。意見③については、「不快な照明環境を創出しないことについては、照度の問題ではない。面的に光るものを置くことは、これまでの景観形成の流れに反するのではないか。影響が少ないからと少しずつ認めていったら、少しずつ不快に慣れてくることになるだけである。」ということです。バス停については、「1つが良ければ2つ目、3つ目もOKになるということになれば、景観は崩れていく一方である。以前の審議会でOKだったからといって、同様のものがOKになるという理屈なら、審議会にかける必要はない。」また、「照明方式に関するただし書き『その他魅力的な景観形成に寄与する照明方式であると市長が認めた場合』の解釈を慎重に行うべきである。魅力的な景観形成に寄与するものになっているかどうかで判断するべきである。また『その他』の『照明方式』とは、技術開発やイノベティブな発想によって想定していない良い方式が出てきたときのことを想定していると思われる。現状で普及している内照式をこれに当てはめるのは適当ではないと考える。」と。最後になりますが、「外照式が装飾的であると断定するのは恣意的である。装飾的にならない方法を検討するのがデザインである。」といったご意見をいただいています。岡部委員からはご意見はありませんでした。

(国吉部会長)

分かりました。では、真田委員からのご意見に対して、横浜市から回答はありますか。

(企画課)

真田委員からいただいた意見に対して、事業課としての見解を述べさせていただきます。まず、1つ目についてです。「統一すること、審査を行うことでは不十分である。」ということですが、今回のただし書きの適用の内容として、「案内・誘導サイン等広域の範囲で統一したデザイン」とされていることと、各地区の「魅力的な景観形成に寄与すること」が書かれています。したがって、まず1点目、統一してデザインされているということについては、やはりただし書きを適用していく上で必要なこと考え、今回の事業では先ほど説明したように仕様を統一しており、地図面についても一定の編集方針の基、トータルの作成をしていくということで問題ないと思っています。真田委員のご指摘は、2点目の各地区の魅力的な景観形成に寄与するかどうかという点について問題視されていると捉えており、資料1の1、2頁で説明したように、地区別のガイドラインの内容をふまえ、街並みを阻害しないようなデザイン・規模・位置としていくことで、しっかりと対応していきます。さらに、第三者広告のコンテンツについても、審査基準をしっかりと設けて、各地区の魅力的な景観形成につながるよう進めていくということでご理解いただきたいと思います。

2つ目は、「誘導サインとの役割分担もしっかり考慮して、必要性を吟味して、面的な看板をなるべく少なくするべき」というご指摘だと捉えています。資料1の4頁に横浜市公共サインガイドラインのサインシステムの図を示していますが、事前にご意見を伺った際には、こういった基本的な考え方でやっているという説明をしなかったのが、少し説明が足りなかったかと思っています。当エリアは、現在誘導サインが240基、案内サインが117基、既に設置されておりますが、サインシステムの考え方として、誘導サインと案内サインがしっかり役割分担して、来街者を目的地まで誘導していくことがあります。真田委員のご指摘は、最小限に留めるべきということでしたが、この事業は、今後横浜市がインバウンドも含めて都心臨海部に観光客を積極的に誘致していくという大きな政策の中で、滞在環境の水準をしっかりと上げていくという狙いがあります。そのため、情報提供の面から回遊性の向上を図っていくという政策目的を達成することが重要であり、その中で、景観を阻害せず、魅力的な景観にできるだけ寄与していくという、両面をバランスよく判断していく必要があるのではないかと考えています。歩行者が不安を感じることなく移動できる距離が、既存の調査の中で150から300メートルといったものだったので、横浜市独自の基準はありませんが、そういった既存の調査を当てはめても設置数が過大であるということではないと考えています。

3つ目のご意見として、「内照式照明装置が制限された経過についてや、不快な照明環境を創出しないということは照度の問題ではない」等、厳しいご指摘を色々いただいています。内照式の照明装置によって強い光を放つというような案内板については、非常に強い光を放つようであればもちろん適切ではないと思いますが、面的に光るものが全て不快なものかという点については判断が分かれる

のであろうと思っており、今回の提案では、明るさを調整して街の景観に調和するものとし、ただし書きに記載されている街並み景観を阻害しない照明装置として考えても差し支えないのではないかと考えています。既存のバス停留所上屋についても、景観に調和する、夜景に調和するものとして取り組んできており、10年以上の実績の中で一定のコンセンサスが得られていると考えています。今回、この事業は広告料収入で賄うことを前提に整備・運営するスキームになっているので、広告の価値を確保していくといった視点も必要不可欠になります。そういった面でも、調和した上で一定の明るさというものが必要だと思っています。

今回この部会でご議論いただいておりますが、平成29年3月には都市美対策審議会の本会でもご審議いただいております、当時はただし書きの適用ということで説明したわけではなかったのですが、内照式の照明装置の採用ということを盛り込んだ上でご審議いただいております。以上が、真田委員のご意見に対する見解です。

(国吉部会長)

有難うございました。真田委員の意見の最後の方にあったように、外照式は装飾的になるということ論理に使っているのは、私もおかしいと思います。それを理屈に内照式が良いという説明をされるのは違うので、これは削除したほうがよいと思います。全体として、内照式のもの少ない都市環境を理想としてこれまで組み立てられてきたという都市景観の考え方がある中で、広告価値も採用しながら景観をつくっていききたいので、最低限その影響をどれだけ小さくするかという論理でいききたいということだと思います。その辺りは正直に伝えながら説明していく必要があると思います、これは多くの市民の方あるいは地域の方の理解も得ていくべきことだと思います。委員の方々からご意見をいただきたいと思います。加茂委員さん。

(加茂委員)

まず、地図の件ですが、今はスマホがあり、地図を見るというニーズはそんなに多くはないと思いますが、街に来て迷ったときにはやはりその地図を頼りとし、そこが拠点となるならば、これは必要な整備であると認めます。設置位置に関して、資料1の3頁の整備位置④がよいという検討も、妥当な検討だと思います。ただ、これでは植込の中に入っている状況になっていますが、そこに人が近づいて、足を止めてその地図を見て、どう行こうかという具体的な検討をしなければいけないと思います。見る者にとっては、現在地がどこなのかということが明確に分かる地図でなければならず、そうでない分りにくい地図を街中でよく見かけます。この案内サインは内照式で、ガラスが1枚外側にあって、地図面がよく見える状況であれば良いと思いますが、7頁に記載されている2社の地図デザインについて、2社のデザインでいくのも良いですが、現在地の表現については何か統一感のあるデザインによる見やすい地図をつくるのが前提だと感じました。

また、先ほどお話をいただいたのはこの地図の視認性ということなのでしょうか、240メートルごとくらいに出てくるのですか。

(企画課)

平均的にならしてしまうと概ね270メートルに1か所ということで、その中では疎と密が出てきますが、そのぐらいの数字です。

(加茂委員)

それが多いか少ないのかということは、今までの経験の中で感じることもなかもしれませんが、少し数が多いという印象です。270メートルというと、例えば駅から出てきたところ等、何か要所というものがあるのでしょうか、それを均質的にそのぐらいの間隔で設置してしまうと、結構多いような印象を受けます。ただ、これは印象だけで、数が多いのか少ないのかということは、もう一度横浜市で検証いただければと思います。それと同時に、地図は近づかなければいけないものなので、資料の写真にあったように、例えばガードレール近くで自転車がよく置かれるような場所等にあると、障害物によってそこに近づけない地図というのも結構、街中では多くなるので、そういった観点も含め、周辺環境を把握した上で、設置位置や場所を決めていただきたいです。個人的には、内照式の照度にも依ると思いますが、地図や案内面が少し光っているということは必要だと思います。それが外照式なのか内照式なのかということは別として、耐久性のある掲示物で、それが何か都市に灯を与えるような状態でインフォメーションがあるということは良いという意見を持っています。

バス停について、各都市でこういう内照式の看板を持ったものが数多く見られます。都市の交通軸、バスのネットワークを視認化するという意味でも、バス停を可視化してきれいに整えていながら、それをネットワーク化する内照式の看板は理解できますが、肝心のバス停の名前等がこの看板のお陰で見えないこともあります。看板ばかりが目立ってしまって、バス停として必要なインフォメー

ションが陰に隠れてしまっているような写真として資料に記載されたものが見受けられたので、できればバス停であることをきちんと認識できるような明かり環境、サイン環境が付加されると良いのではないかなと思いました。

(国吉部会長)

沢山の意見を有難うございました。横浜市から回答はありますか。

(企画課)

最初のご意見について、サインの役割上、近づいて見えないようだと役割を果たせないのが、当然の話だと思います。今回事例として撮った写真が適切ではないかもしれませんが、例えば植栽帯の部分に入れる場合には、きちんと人が近づけるように植栽帯の一部分だけ撤去して、人がそこに滞留できる必要最低限のスペースの確保については、今後道路管理者と一個一個に対してしっかりとやっていきます。逆に、できるだけ植栽帯は切らないほうがよいという原則もあるので、そうでない、人がしっかりとその前に立ち止まれるスペースがあるという前提の場所をなるべく選んでいき、その上でやむを得ない場合は植栽帯の一部撤去するという対応になります。

バス停の件について、資料1の5頁の写真を見ると、バス停の名称や路線番号等の情報がこの看板によって見えなくなってしまう面もあるというご指摘ですが、こちらの角度で撮ると見えないのですが、向こう側にバス停のポールがあり、細かい路線番号や今どこをバスが走っているか等の情報提供ツールがあります。バス停の名称だけは一番上に「市庁前」と書いてあり、こちら側からも見えるという設えです。そこの工夫については今回の事業の中で対応するのは難しいのですが、一定の考え方にに基づきバス停もデザインされているという実態はあります。

(都市デザイン室)

ご指摘いただいた現在地表示については、今後も引き続きデザイン会社と一緒に検証しながら進めていきます。なるべく統一したデザインとして、わかりやすい現在地表示を目指していきたいと思えます。

(国吉部会長)

有難うございました。私の印象として、これまでは広告付バス停上屋ということで進んできた中で、今後こういった案内サインが街中に出てくると、街を歩いていたときにそれらが同居するので、今までであれば、バス停と書いていなくても広告付の表示板があればバス停であると認識できたけれども、バス停なのか案内板なのかの区別が分かりにくくなるかもしれないかと思いました。今回一気にそうなるということではないですが、その辺りは今後の課題になるかもしれません。今までよりはバス停の特異性が消えていくので、埋没してしまうかもしれないなという危惧は少し感じています。

(野原委員)

3点質問があります。1点目として、そもそもこのただし書きの議論というのは、案内サインそのものにもかかるのですか。

(企画課)

今回は第三者広告を中心に議論させていただいていますが、屋外広告物という言葉の定義上は、地図面も含まれます。

(野原委員)

そうであれば、内照式についても、案内サイン部分も含めてありかなしかというのを議論しなければいけないということですね。分かりました。

2点目と3点目も質問から入るのですが、資料1の6頁で示されている内照式照明装置の制限エリアと第三者広告物の制限エリアについて、横浜市で指定した制限エリアだと思いますが、この領域が決まっている理由を教えてください。

(企画課)

ここは10年くらい前から議論をしてきて、それをベースに景観計画として定まったということで、細かい線引きの根拠までは分からないのですが、山下公園通りや日本大通り、馬車道通りと、極めて景観形成に対してしっかりとこれまで取り組んできている、実績のあるエリアだと認識しています。実際、例えば山下公園通りでは、第三者広告物については厳しく取り締まってきたという実態をふまえてエリアが指定されたのであろう、ということまでしか分からない現状です。

(野原委員)

おそらく、当時、なぜここを制限したかという理由があり、それをきちんと検証した上で、10年経った今、ここに本当にただし書きを適用してもいいのかという議論であるはずなので、そこがきちんと見えていないといけないと思います。

(都市デザイン室)

補足ですが、第三者広告物の禁止エリアについては、景観計画を定める前に、各エリアでそういった取組が既にあったと聞いており、その中で景観計画を定めるにあたり、踏襲することを決めたということです。みなとみらい21新港地区については、地元というよりも横浜市で決めたと聞いています。

内照式の照明装置の制限エリアについては、逆に、基本的には関内のあんこの部分といわれている、夜の街が華やかなエリアは内照式を景観的にも業務的にも認めていったほうがよいけれども、それ以外のエリアについては、極力抑えた外照式の照明の方が落ちついて穏やかな景観を形成していくということで制定したと聞いています。

(野原委員)

つまり、10年前にやはりどの場所について制限するべきかするべきでないかという議論の末に決まったと思いますが、今回ただし書きの適用に関しても、どこならただし書きを適用してもよく、適用しないほうがよいという議論もあるはずなのですが、その議論がないです。ただし書きがあるかないかの議論しかしていないので、先ほどのバス停上屋との混在問題についてはクリアしなければいけないのですが、場合によっては、言い方を変えると、本町通りはまあ良いかなとか、ここであれば検討範囲には入るのではないかな等の考え方もあると思います。第三者広告物の制限エリアの方が限定されているので、ここは上手くやりくりすれば、エリアの少し外側で、同じような場所に設置できそうな印象もしなくもないのですが、そういう工夫をすれば、その部分に関してはただし書きを適用しなくても、そもそも第三者広告物の制限エリアにわざわざ置かなくてもよいのではないかという気がします。特に第三者広告物の制限エリアは、みなとみらい21新港地区を除けば、本当に核になる、景観を一番大事にしてきた3つのストリートなので、そこにわざわざ置く必要があるのか、そういうことも含めて一つ一つ吟味すれば、もう少し上手く必要な場所に設置でき、景観をトータルコーディネートしながら、景観を大切にしていく場所と、内照式のものも含めてきちんと景観に寄与した形になるのであればただし書きを適用してもよい場所というのが選別できると思います。その辺りについて少し検討する必要があるのではないのでしょうか。そういうことで、前回の部会でも、広告面は一括売りのシステムなので、場合によっては広告のない場所とある場所の出っ込み引っ込みを上手くつけることで、全体のシステムをキープするという考え方もあるのではないかという意見を言いました。第三者広告物はないけれども案内サインがあるエリア、第三者広告物を設置するエリアという、出っ込み引っ込みを考えてもよいのではないかということが私の意見です。

もう一点質問ですが、資料1の4頁左側に横浜市公共サインガイドラインから引用した図について、大拠点、中拠点、誘導拠点という記載があり、中拠点までが案内図で、誘導拠点は施設誘導ということなので、今回の事業については中拠点を増やすという考え方で合っていますか。

(企画課)

このガイドラインのサインシステムのコンセプトからすると、中拠点を増やすということです。大拠点と中拠点で言葉を使い分けているところを考えると、例えばこの図の右に掲載されている写真の既存案内サインは大拠点であり、広域のエリアが表示された案内地図になっていますが、今回横浜で整備しようとしているものは、これよりももう少し縮尺の大きな、中拠点を中心に進めていくという考え方です。

(野原委員)

そうだとすると、中拠点としては、先ほどの加茂委員のご意見ではないですが、少し数が多い印象はあります。今はスマホ時代なので、それこそ公共無線LANも整備するのであれば、今は交差点を入れて検索すれば、交差点をきちんと示してくれるので、逆に案内図の上のところに交差点名を入れておけば、それを検索すると大体の位置は調べられると思います。だからといって全部要らないと言っているのではなく、必要な箇所もあるので、本当に必要な大事な場所には設置すればよいですが、数百メートルごとに、均等に置くということが目標になるのかは考えながら検討した方がよいです。大事なポイントのところきちんと設置してある方が、逆に案内サイン自身の効果が上がる可能性もあるのではないかと思いますので、その辺りについてぜひ検討していただきたいと思います。

また、先ほどの外照式の照明装置が装飾的かという議論については、私も全く同意見で、これが理由で外照式ではなくて内照式にするということであれば、一番装飾的な意匠は広告で、そうするとやはり掲出しては駄目ではないかという議論になってしまうと思います。このシステムでやっていくのに必要であることや、地域の出っ込み引っ込みを考えたら、こういう場所であればサインがあることがより効果的であるとか、その説明をきちんとしていただきたい。経済性も含めて、きちんとそう

いう仕組みを回していくためには、このシステムでやるのが一番合理的であるという説明の方が大事です。

(国吉部会長)

有難うございました。事業としてWi-Fi機能を主要な地域で機能させたいという、その辺りの密度構成とこの整備箇所はタイアップしているのですか。事業を成り立たせるために広告物の収益で運営していくということだとは思いますが、Wi-Fiをどの程度の密度で整備するのが必要なのかということと関係しているのでしょうか。その上で、日本大通りなどについても、地図盤や案内板そのものも、観光地として今後大事にしていきたいという発想なのですか。その辺りの論理をきちんと説明した方が良いと思います。場合によっては、Wi-Fi機能があるだけであれば、日本大通り沿いでなく、脇道でも大丈夫だと思うこともあります。

(企画課)

今の部会長のお話に関連して、まずWi-Fiの数は、今回の事業では150基のうち当面60基としています。この60基をもってこのエリア全体を無料Wi-Fiが接続できる環境にするということではなく、1基当たり概ね30から50メートルの範囲でしか無料Wi-Fiの接続ができないので、案内サインの場所に行けば無料Wi-Fiが接続できる、という環境を提供するというのが目的です。そういう意味で、横浜市としては、なるべく60基という数字も増やした方が良いと思っていますが、この点については部会長にご指摘いただいたように、広告収入で整備・運営するので、一定の広告面の確保も事業スキーム上は必要になる実態があります。すなわち、Wi-Fi接続といった公共サービスの水準をなるべく上げるということと、広告面をできるだけ確保していくことは密接に関連しています。そうは言うものの、今はスマホの時代なのでGoogleマップを見られればよいのではないかというご意見も多々いただくことがあります。例えばゼンリンさんが出している調査報告書を見ると、移動するときに使う地図は何ですかというアンケート調査で、今は確かにスマホが一番多いですが、30%以上の方は駅や道路にある案内地図を見るという結果も出ています。特に高齢者になればなるほどそういった傾向が強くなるという既往の研究もあり、横浜市としてはやはり都市の機能として案内サインは必要なものと考えており、観光をこれから志すのであれば、その機能は必要不可欠だと思っています。

(野原委員)

不要と言っているわけではなく、必要な場所にあればよいということです。ただ、私も例えば外国に行くときに、案内サインを見てもほとんど分からない国も沢山あり、むしろスマホで検索した方が便利で使うこともあるので、寧ろWi-Fi接続を充実させた方がインバウンド対応にとって魅力的な街になっていく可能性もあります。併用して、全体で魅力的になればよいので、必要な箇所に必要なものを置いていくということだと思います。それを考えたときに、少し数が多い印象を受けたということです。

(国吉部会長)

また、これまで第三者広告物を制限していたというエリアはそれなりの視点があったので、そこを全く他の地域と同等にするというのではなく、設置するにしても何らかの工夫をしていくというスタンスは持ってほしいということです。その辺り、よろしくお願ひしたいと思います。他の委員さん、いかがでしょうか。

(関委員)

基本的な考え方として大事なことについては既に他の委員の方も話されているので、具体的な話をします。例えば、資料1の6頁の地図についてで、山下公園通りはバスも通っていますが、広告付バス停上屋はありません。そこに新たに、4つの第三者広告物付の内照式の案内サインを置こうということです。当然考えられていると思いますが、地元の合意も必要だと思うので、なぜこのエリアが制限されることになったのかの事情が変わっているか変わっていないか分かりませんが、それをふまえて、ここについては個別にそれぞれのエリアで検討していく必要があると思います。

質問ですが、既存の案内板は今117基あり、101基を更新するということは、更新しないものもあるのですね。

(企画課)

はい。16基は存置です。

(関委員)

既存の16基はそのまま、残りの101基は替えて、その上で新規で設置するということですね。新規設置する理由について、案内板を作ることで広告を沢山掲出するという話になると本末転倒なので、

やはりどうしてこの場所に案内板が新たに必要なのかという検討は、色々なファクターはあると思いますが、考えていただきたいです。

設置位置の基準5項目についてはとても重要なので、具体的に設置すると決めた場合に、一つ一つの場所でちゃんと横浜市で対応していただきたいです。

内照式の照明装置に関しては、私も、国吉先生がお話されたように広告付バス停上屋と紛らわしくなるという印象を一番に持ちました。遠目から見た際にバス停と勘違いされないような対応、逆に言うと、バス停の内照式広告物のあり方も、設置から10年という話でしたので、この際次の段階を検討することも大事なと感じました。地元に住んでいると慣れており、バス停の目印になっているのですが、今後、比較的埋没してしまったり、紛らわしくて不便になったり、認知度が落ちたり、ということにはならないような配慮も必要だと思います。

(国吉部会長)

既存案内サインの再整備とはどういうことを行うのですか。

(企画課)

117基の既存の案内サインのうち、101基をこの仕様に置きかえます。現場を見ながら、基本的には現位置で建てかえます。どうしても現位置で建てかえられないようなイレギュラーな場合は、少しだけ移設して建てかえます。

(国吉部会長)

収益利用と切り離せないという考え方は理解できますが、やはりこれらの配置の基本的な考え方は、案内板がこの地域でこの位置にこれだけ欲しいということに基づいているわけですよね。したがって、必要以上には置く必要はないのではないかという前提で皆さん議論しており、地域の案内システムを充実させるためにこの配置、この密度で実施していきたいという考え方でよろしいですね。

(企画課)

はい。

(国吉部会長)

したがって、多過ぎるのではないかといった意見もありますが、その辺りについては横浜市のスタディーを評価すると共に、どこかのタイミングで委員の代表が現場に出て検証するといったこともした方がよいと思います。

また、特に山下公園周辺等の第三者広告物の制限エリアについては、配置の際のスタディーをきちんと行い、地域の方の理解も得ながら進めるというプロセスはぜひ行っていくべきです。歴史的施設との齟齬がないように、摩擦がないようにという配慮は当然だと思うので、その辺りはきちんと検証しながら進めてほしいと思います。

(企画課)

部会長のお話の最後の件は非常に重要だと認識しており、特に馬車道、日本大通り、山下公園通りの3か所に関しては、こう見えますよという検証資料を具体的に示した上で、仮に地元からそれでは困るという意見があれば、勿論慎重に対応させていただきます。広告面の無い案内サインについても、事業者さんと調整して一部基数を確保しているので、そういった対応も可能であろうと思っています。

(国吉部会長)

そろそろまとめたいと思います。沢山のご意見をいただきましたが、この事業を展開することについては了解するというところでよろしいでしょうか。各委員からの意見について、少し説明できていない部分もあったので、それについてはもう少し細かい対応をしていく必要があると思います。本件について都市美対策審議会の本会に付議するのですか。

(鵜田書記)

付議しません。

(国吉部会長)

付議しないのですね。そうすると、今後の進め方について、概ねの方向は了解したとして、細かい工夫については報告する等が考えられますか。

(鵜田書記)

まだ、ポイントポイントの検証は行っていない状態ですので、どのように進めているかについて、この部会で報告していくという方法と、それでは足りないということであれば、現地視察も考えられると思います。

(国吉部会長)

	<p>全体として、事業の成立のための必要性については理解しつつも、あまりにも環境が変わるのではないかという危惧もあってご発言されている委員もいますので、その辺りをふまえ、慎重に吟味していくというプロセスを経ていただきたいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員：異議なし)</p> <p>(国吉部会長)</p> <p>それでは、配置等、本日提示されたスタディーについては概ね理解はできましたが、今後とも、特に第三者広告物の制限エリア等における配置等については慎重に検討していただきたいです。内照式照明装置のあり方についてはかなり意見が出ていますので、工夫していただきたいと思います。基本的な方向として、進めていくということで了解します。</p> <p>(鵜田書記)</p> <p>有難うございます。事業としては進めさせていただきますが、詳しい点について、例えば歴史的建造物を配慮してこうする、あるいは第三者広告物の禁じられているところについて、地元聞いた上でどうするかに関して、報告する機会を設けさせていただくということで進めさせていただきます。有難うございました。</p> <p>(国吉部会長)</p> <p>それでは、本日予定されていた2件の議事について終了しました。有難うございました。</p> <p>議事3 その他 なし</p> <p>閉 会 (鵜田書記)</p> <p>本日の議事録については、横浜市都市美対策審議会運営要領に「審議会があらかじめ指名した者の確認を得ることとすることができる」とありますので、作成後部会長に確認を頂いたうえで、公開します。</p> <p>(国吉部会長)</p> <p>それでは、第48回横浜市都市美対策審議会景観審査部会を終了いたします。</p> <p>(鵜田書記)</p> <p>有難うございました。</p>
資 料	<p>・次第、参加者名簿、座席表、第47回議事録</p> <p>【議事1】</p> <p>・資料1 : 山手地区への景観制度導入に向けた検討・手続の経緯及び今後の流れについて</p> <p>・資料2 : 山手地区まちづくりの経緯</p> <p>・資料3 : 山手地区都市景観形成ガイドライン (案)</p> <p>【議事2】</p> <p>・資料1 : 広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業における景観形成について</p>
特記事項	<p>次回の部会日程は、後日調整。</p>